

非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けている場合の災害等に関する税制上の措置(免除手続等)

平成29年度税制改正において、平成28年4月1日以後に発生した災害(注)により被害を受けた一定の会社、又は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号までのいずれかの事由(これらの事由と災害を併せて、以下「災害等」といいます。)に該当した一定の会社に係る非上場株式等について、次の①又は②の期間に相続若しくは遺贈(以下「相続等」といいます。)又は贈与により取得し、相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けている場合に、一定の事由に該当するときには、納税猶予税額が免除、又は納税猶予期間中の要件が免除若しくは緩和される措置が講じられました。

- ① 災害等の発生前に相続等又は贈与により取得
- ② 災害等の発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に相続等により取得

(注) 災害とは、震災、風水害、火災、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいいます。

1 納税猶予税額の免除の概要

会社が次の「(1)会社の事由」の①から④までのいずれかに該当し、災害等が発生した日以後の経営(贈与・相続)承継期間内に、次の「(2)免除の事由」のイ又はロのいずれかに該当することとなったときには、経営(贈与・相続)承継期間内であっても納税猶予税額は免除されます。詳しくは、税務署にお尋ねください。

(1) 会社の事由

①	災害により滅失(通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。)した会社の事業の用に供する資産(現金、預貯金などの一定の資産を除きます。)が、総資産の30%以上である場合
②	災害により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊した会社の事業所で雇用されていた従業員(災害が発生した日から6か月間継続して会社の本来の業務に従事することができないと認められる事業所において、災害が発生した日の前日に雇用されていた従業員をいいます。)数が、災害が発生した日の前日における従業員総数の20%以上である場合(①に該当する場合を除きます。)
③	会社が、中小企業信用保険法第2条第5項第1号又は第2号のいずれかに該当することについて証明がされた場合において、その事由等が発生した日以後の6か月間の売上高が前年同期間の売上高の70%以下である場合(①又は②に該当する場合を除きます。)
④	会社が、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかに該当することについて証明がされた場合において、その事由が発生した日以後の6か月間の売上高が前年同期間の売上高の70%以下である場合(①から③までに該当する場合を除きます。)

(2) 免除の事由

イ	承継者が非上場株式等の全部を譲渡等した場合で、次のA又はBのいずれかに該当するとき(株式交換等により他の会社の一定の株式交換完全子会社等となった一定の場合を除きます。) A 承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して行う譲渡等であること B 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その計画に基づき、非上場株式等を消却するために行う譲渡等であること
ロ	会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったとき

2 1の適用を受ける場合の手続

上記1の適用を受ける場合には、その免除の事由に該当することとなった日から2か月を経過する日まで(その該当することとなった日が平成29年3月31日以前であるときは、平成29年6月1日まで)に、「非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書(災害等免除)」に「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」などの一定の書類を添付して納税地の税務署長に提出してください。

3 納税猶予期間中の要件の免除又は緩和の概要

会社が表面の1「(1)会社の事由」の①から④までのいずれかに該当し、次のイ又はロの事由に該当することとなった場合であっても、一定の要件等を満たすときには、納税の猶予を継続することができます。詳しくは、税務署にお尋ねください。

イ 経営(贈与・相続)承継期間の末日において、雇用の平均が相続等又は贈与時の雇用の8割を下回った場合

	表面の1「(1)会社の事由」	一定の要件等
A	①・②に該当する場合	納税の猶予を継続することができます。(注1)
B	③に該当する場合	売上金額に応じ、一定の雇用が確保されている場合(*)には、納税の猶予を継続することができます。
C	④に該当する場合	売上金額に応じ、一定の雇用が確保されている場合(*)には、納税の猶予を継続することができます。

* 一定の雇用が確保されている場合とは、右表の「雇用割合の平均値」が、同表の「売上割合の平均値」の区分に応じた値以上である場合をいいます。

売上割合の平均値	雇用割合の平均値
70%未満	0%
70%以上100%未満	40%
100%以上	80%

ロ 災害等が発生した日以後の経営(贈与・相続)承継期間内又は(贈与)特定期間(注2)内に、会社が一定の資産保有型会社又は資産運用型会社(注3)に該当することとなった場合

	表面の1「(1)会社の事由」	一定の要件等
A	①・②に該当する場合	納税の猶予を継続することができます。
B	④に該当する場合	売上金額に応じ、一定の雇用が確保されている場合(*)には、一定の期間(*)において納税の猶予を継続することができます。

* 一定の雇用が確保されている場合とは、右表の「雇用割合」が、同表の「売上割合」の区分に応じた値以上である場合をいいます。一定の期間については、税務署にお尋ねください。

売上割合	雇用割合
70%未満	0%
70%以上100%未満	40%
100%以上	80%

- (注1) 会社が表面の1「(1)会社の事由」②に該当する場合には、災害により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊した事業所以外の事業所における雇用の平均は、相続等又は贈与時のその事業所における雇用の8割を確保する必要があります。
- 2 「(贈与)特定期間」とは、経営(贈与)承継期間内に災害等が発生した場合においては、原則として経営(贈与)承継期間の末日の翌日からその災害等が発生した日の直前の経営(贈与)報告基準日の翌日以後10年を経過するまでの期間をいい、経営(贈与)承継期間の末日の翌日以後に災害等が発生した場合においては、原則として、災害が発生した日の直前の特定基準日(経営(贈与)承継期間の末日から1年を経過するごとの日をいいます。)の翌日から同日以後10年を経過するまでの期間(災害等が発生した日以後の期間に限ります。)をいいます。なお、最初の経営(贈与)報告基準日又は特定基準日が災害等が発生した日以後に到来する場合には、これらの期間と異なりますので、詳しくは税務署にお尋ねください。
- 3 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8第23項又は同令第40条の8の2第30項に規定する会社をいいます。
- 4 平成26年12月31日以前の相続等又は贈与により取得した非上場株式等について、相続税・贈与税の納税猶予の特例(旧法)の適用を受けた方で新法選択届出書を提出していない方(旧法適用者の方)は、上記の内容と異なる場合があります。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 5 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7の4)の適用を受けている方は、上記の内容と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

4 3の適用を受ける場合の手続

上記3の適用を受ける場合には、災害等の発生した日から原則として10か月以内(災害等が発生した日が平成29年3月31日以前のときは、平成30年2月1日まで)に「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」を納税地の税務署長に提出してください。

また、会社が表面の1「(1)会社の事由」③又は④に該当する場合で、上記3の適用を引き続き受ける場合には、「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の提出期限までに上記3の適用を引き続き受けた旨の届出書を納税地の税務署長に提出してください。

◆このリーフレットは、平成29年4月1日現在の法令に基づき作成しています◆



平成29年4月

国税局・税務署